

令和7年度

## さぬき市職員募集要項

事務（大学卒）、事務（短大卒）

事務（文化財専門員）

土木（大学卒）、社会福祉士、保健師



【申込受付】 令和7年5月12日（月）～5月29日（木）

【第1次試験】 令和7年6月15日（日）

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び勤務内容並びに受験資格

試験区分	採用予定人員	勤務先及び勤務内容	受験資格
事務 (大学卒)	4名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し、一般行政事務等に従事します。</u>	平成8年4月2日以後に生まれた人で、学校教育法における大学（短期大学、高等専門学校を除く。）を卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業見込みの人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「大学卒」に該当する人を含む。）
事務 (短大卒)	1名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し、一般行政事務等に従事します。</u>	平成12年4月2日以後に生まれた人で、短期大学を卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業見込みの人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「短大卒」に該当する人を含む。） ※大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは卒業見込みの人、又はこれらに相当する学歴を有すると市長が認める人は、 <u>受験できません。</u>
事務 (文化財専門員)	1名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し、専門の業務に従事します。</u> また、一般行政事務等に従事する場合があります。	平成8年4月2日以後に生まれた人で、学校教育法における大学（短期大学、高等専門学校を除く。以下この項において同じ。）を卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業見込みの人 上記に加えて、次の①と②のいずれにも該当する人 ① 博物館法第5条に規定する学芸員となる資格を有する人（令和8年3月31日までに取得見込みの人を含む。） ② 大学又は大学院において、考古学若しくは歴史学（日本史に限る。）を専攻し、卒業した人（令和8年3月31日までに卒業見込みの人を含む。）
土木 (大学卒)	1名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し、専門の業務に従事します。</u> また、一般行政事務等に従事する場合があります。	昭和61年4月2日以後に生まれた人で、学校教育法における大学（短期大学、高等専門学校を除く。）の土木に関する専門課程を修了して卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業見込みの人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「大学卒」に該当する人を含む。）

社会福祉士	2名程度	さぬき市の市長部局、 教育委員会事務局等に 勤務し、専門の業務に 従事します。 また、一般行政事務等 に従事する場合もあり ます。	昭和61年4月2日以後に生まれた人で、 <u>社会福祉士及び精神保健福祉士の両方の免許</u> を有する人又は令和8年に実施される国家試験により免許を取得できる見込みのある人
保健師	1名程度	さぬき市の市長部局、 教育委員会事務局等に 勤務し、専門の業務に 従事します。 また、一般行政事務 等に従事する場合もあり ます。	昭和61年4月2日以後に生まれた人で、 <u>保健師の免許</u> を有する人又は令和7年に実施される国家試験により免許を取得できる見込みのある人

(注)

- 1 採用予定人員は、変更する場合があります。
- 2 申し込むことができる試験区分は1つに限られ、受験申込受付後の変更は認められません。  
また、令和7年6月15日(日)に実施予定であるさぬき市職員採用試験の他の試験区分と重複して申し込むこともできません。
- 3 受験資格の有無及び申込書記載事項の確認のため、関係する証明書等の提出を求める場合があります。
- 4 第2次試験の合格者は、証明書類の提出が必要となります。  
証明書類の提出がない場合、受験資格は失効します。

## 2 前記以外の受験資格

前記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

(地方公務員法第16条の欠格条項)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 試験の方法及び内容

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。

第1次試験、第2次試験の成績がそれぞれ一定以下の場合は、合格者なしとする試験区分もあります。

- (1) 第1次試験  
第1次試験の試験種目及び試験時間等は、次のとおりです。

《試験種目・試験時間》

試験区分	試験種目	試験時間
事務(大学卒) 事務(短大卒) 事務(文化財専門員)	職務基礎力試験	1時間
	事務適性検査	20分(説明等含む)
土木(大学卒)	専門試験	2時間
	事務適性検査	20分(説明等含む)
社会福祉士 保健師	専門試験	1時間30分
	事務適性検査	20分(説明等含む)

《試験の方法》

試験科目・検査	方 法
職務基礎力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な内容について、択一式による筆記試験を行います。 公務部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）やニュース等で報道された内容が出題されます。
事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から検査します。
専門試験	試験区分に応じて必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。試験問題は、おおむね別表1に掲げる分野から出題します。

《専門試験の出題分野》 別表1

試 験 区 分	専 門 試 験 の 出 題 分 野
土木（大学卒）	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
社会福祉士	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

(2) 第2次試験

第2次試験では、作文試験又は専門試験、適性検査、集団討論及び面接試験を行います。

試 験	方 法
作文試験 又は 専門試験	<b>事務（大学卒）、事務（短大卒）、土木（大学卒）、社会福祉士、保健師</b> 文章による表現力、思考力、構成力、創造力等について作文試験を行います。
	<b>事務（文化財専門員）</b> さぬき市の文化財に関する専門的知識の試験（記述式）を行います。
適性検査	職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面から検査します。
集団討論	集団での討論により、課題に対する理解力、表現力、協調性、積極性等について試験を行います。
面接試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。

#### 4 試験の日時、場所及び合格者発表

日時等 試験	日時・場所	合格者発表
第1次試験	<p>令和7年6月15日(日)</p> <p>(1)事務(大学卒)、事務(短大卒) 事務(文化財専門員)</p> <p><u>受付時間</u> 午前9時30分～午前9時50分 <u>実施時間</u> 午前10時10分～午前11時50分頃</p> <p>(2)土木(大学卒)、</p> <p><u>受付時間</u> 午後1時00分～午後1時20分 <u>実施時間</u> 午後1時40分～午後4時20分頃</p> <p>(3)社会福祉士 保健師</p> <p><u>受付時間</u> 午後1時00分～午後1時20分 <u>実施時間</u> 午後1時40分～午後3時50分頃</p> <p><u>場 所</u> さぬき市役所本庁を予定しています。 〔さぬき市志度5385番地8〕 ※受験票送付時にも通知します。</p>	<p>令和7年8月下旬ごろ、さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。</p>
第2次試験	<p>第1次試験合格者に対して通知します。</p>	<p>さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。</p>

#### 5 合格から正式採用まで

- (1) 第2次試験の合格者(最終合格者)は、令和8年4月1日に採用する予定です。
- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。  
補欠合格者は、補欠合格者名簿(令和8年3月31日に登録され、欠員等が生じた場合に成績順に採用を決定します。採用は、令和8年4月1日の予定ですが、令和8年4月2日以降になる場合があります。
- (3) 令和8年3月31日までに受験資格となる大学等及び短大等を卒業見込みの人がその日までに卒業できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失うものとします。
- (4) 免許が必要な試験区分でその免許を取得見込みの人が令和8年3月31日までに取得できなかった場合(令和8年に実施される国家試験を受けた人は、その試験に合格しなかった場合)は、採用される資格を失い、又は採用を取り消すものとします。
- (5) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則として6か月までの期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合は、正式採用となります。
- (6) 学歴詐称など申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用される資格を失い、又は採用を取り消すものとします。

## 6 給与及び勤務時間等

- (1) 現在の規則で定められている初任給は、次のとおりです。  
また、学歴、職歴等によって調整する場合があります。

試験区分	学歴区分	初任給	試験区分	学歴区分	初任給
事務（大学卒） 事務（文化財専門員） 土木（大学卒）	大学卒	225,600円	社会福祉士	大学卒	225,600円
				短大卒	210,600円
事務（短大卒）	短大卒	210,600円	保健師	大学卒	225,600円
				短大3卒	216,800円

- (2) このほか、期末・勤勉手当及び支給要件該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。  
(3) 通常の勤務時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分勤務、週休2日制）です。ただし、勤務する部門や職種によっては、変則勤務となる場合があります。

## 7 採用試験受験申込手続

- (1) 募集要項及び受験申込書の請求

### (ア) 直接受け取る場合

次の配布場所でその旨を申し出て受け取ってください。（平日の午前8時30分～午後5時15分）

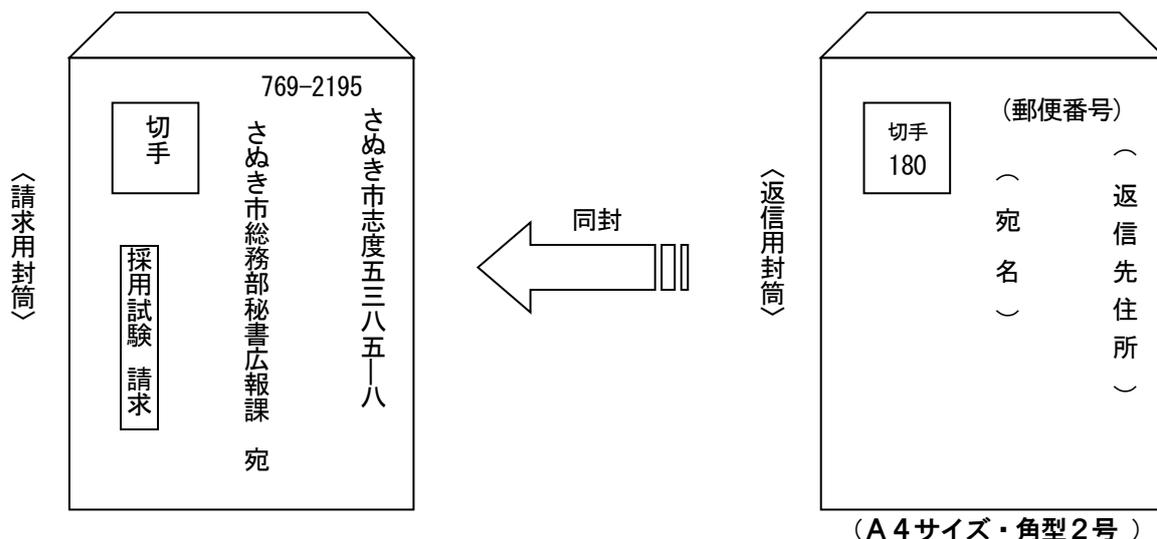
- ・さぬき市役所市民部市民課（1階）又は総務部秘書広報課（3階）
- ・さぬき市役所寒川庁舎総合支所の窓口、津田・大川・長尾の各出張所の窓口

※津田・大川・長尾の各出張所の開庁日は 月曜・水曜・金曜 です。（開庁時間は午後5時まで）

### (イ) 郵便で請求する場合

封筒の表に「採用試験請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（A4サイズ・角型2号）を必ず同封して、さぬき市役所総務部秘書広報課に請求してください。

（返信用封筒には、切手180円分（速達の場合は480円分）を貼ってください。）



- (ウ) ホームページからダウンロードする場合

募集要項及び受験申込書は、ホームページからダウンロードできます。

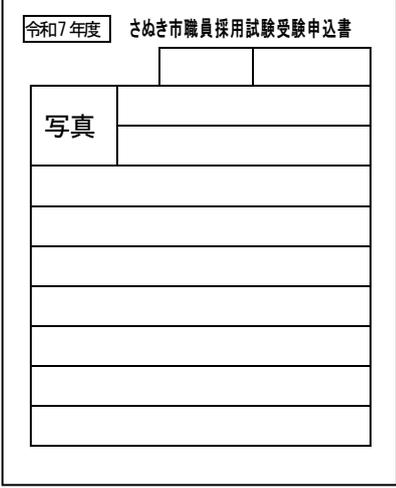
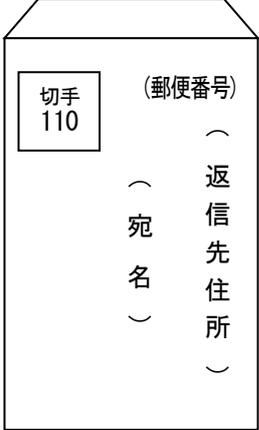
それぞれのファイルを A4 サイズの用紙（受験申込書は、必ず白色の用紙）に印刷してください。

[ホームページアドレス：<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>]

※ 電話及び電子メールによる募集要項及び受験申込書の請求は、一切受け付けません。

(2) 受験申込み等

(7) 提出書類（受験申込書及び返信用封筒）

<p>受験申込書</p>	<p>所定の申込書に必要な事項を記入し、<b>最近 6 か月以内に撮影した写真</b>（上半身・脱帽・正面向き・縦 4.5cm・横 3.5cm）を 1 枚貼付してください。</p>	<div style="text-align: right;">※ 記入要領をよく読んで正しく記入してください。</div> <div style="text-align: center;">  <p>(受験申込書)</p> </div>
<p>返信用封筒</p>	<p>受験申込書と併せて、宛先を明記した返信用封筒（<b>長 3 サイズ</b>（120mm×235mm））を提出してください。 返信用封筒には、<b>切手 110 円分</b>を貼ってください。</p>	<div style="text-align: right;">※ 封筒の大きさにご注意ください。</div> <div style="text-align: center;">  <p>(長 3 サイズ (120mm × 235mm))</p> </div>

※ 第 1 次試験合格者は、後日、指定する日までに、最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書を提出していただきます。

(4) 受付期間及び時間

**令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 5 月 29 日（木）までの土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで**受け付けます。

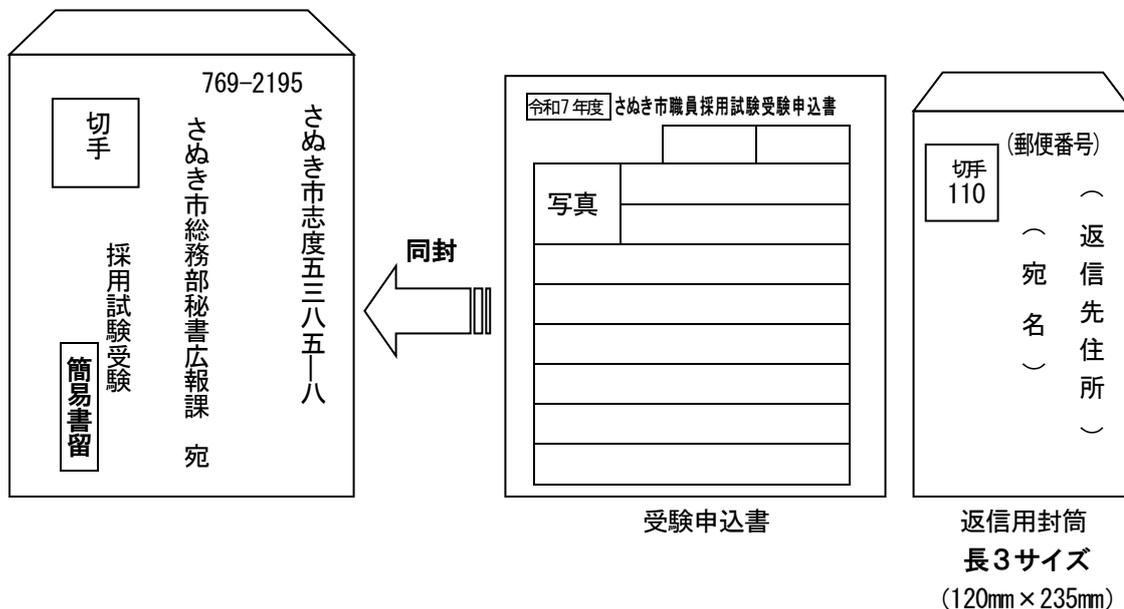
**この期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けません**のでご注意ください。

**〔郵送により提出する場合〕**

郵送により提出する場合は、必ず「**簡易書留**」としてください。

受付期間を過ぎて到着した申込書は、**「簡易書留」で令和7年5月29日（木）までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

申込封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、返信用封筒（前記(ア)参照）を同封してください。



(ウ) 受付場所又は郵送先

さぬき市役所（3階）総務部秘書広報課

〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8 電話 087-894-6372

※寒川庁舎総合支所及び津田・大川・長尾の各出張所では受け付けできません。

ご注意ください。

※ 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返却しません。

また、受験申込書及び提出書類に記載されている個人情報、この採用試験及び採用手続以外の目的に利用することはありません。

ただし、申込書内の「氏名・住所・生年月日・電話番号の提供について」の欄に署名をした場合は、さぬき市が会計年度任用職員を募集する際に、申込書に記入した氏名・住所・生年月日・電話番号の情報を、秘書広報課が関係部署に提供することがあります。

(3) 受験票の送付

受験票は、受付後返信用封筒でお送りしますが、受験票が**6月10日（火）までに到着しない**ときは、さぬき市役所総務部秘書広報課（087-894-6372）へ必ずお問い合わせください。

**〔インターネットにより提出する場合〕**

**★インターネットからでも申込ができます**

①ホームページ（<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>）のトップページにある「採用情報 正規職員採用」のページにアクセスしてください。詳しくは、そちらをご覧ください。

③ **令和7年5月12日（月）から令和7年5月29日（木）午後5時15分までに到達したもの**を受け付けます。

## 8 試験成績通知書の請求

第1次試験又は第2次試験の不合格者に対しては、受験者本人の請求により、試験成績をお知らせします。

### (1) お知らせする試験成績の内容等

対象者	試験成績の内容	お知らせする時期及び方法
第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点及び順位並びに種目別の得点	第1次試験の合格者発表の日以後又は請求があった日以後、郵送します。
第2次試験の不合格者	第2次試験の順位	第2次試験の合格者発表の日以後又は請求があった日以後、郵送します。

※第1次試験の合格者及び第2次試験の合格者（補欠合格者を含む。）については、それぞれ合格した試験の試験成績はお知らせしません。

### (2) 請求方法

試験成績通知書の返信用封筒（長3サイズ）に宛先を記入し、試験成績通知書の「請求ラベル」（受験票の右下に印刷してあります。）を貼り付け、110円分の切手を貼って提出してください。

#### (ア) 第1次試験の当日に提出する場合

提出する返信用封筒を第1次試験の試験場所へ持参してください。

第1次試験終了後、それぞれの試験室において回収しますので、係員の指示に従って提出してください。

#### (イ) 合格者発表後に提出する場合

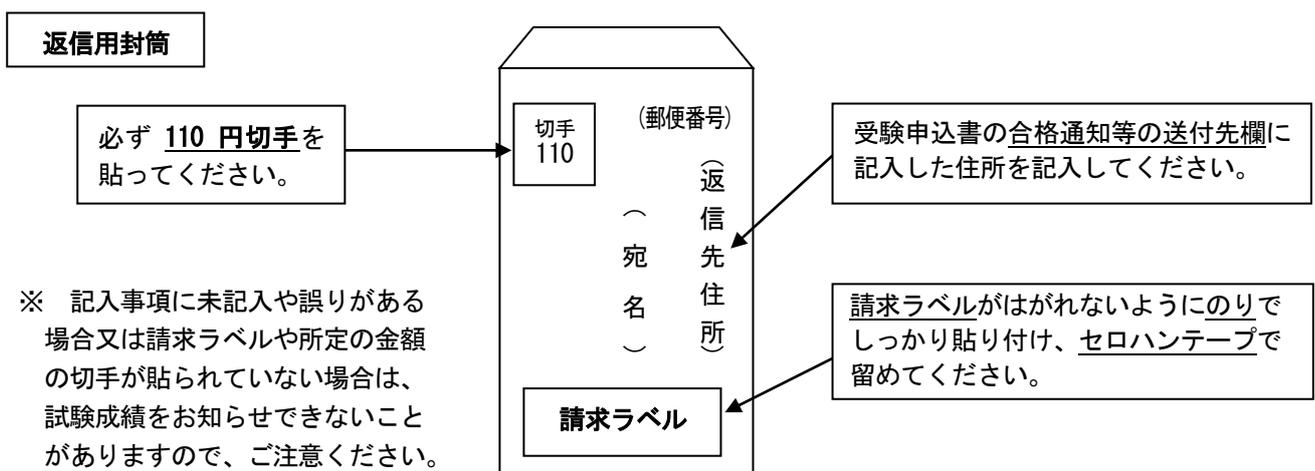
受験者本人が、さぬき市役所（3階）総務部秘書広報課へ返信用封筒を持参してください。この場合、受験票と本人であることを確認できる書類（免許証、旅券等）を提示してください。

受付時間及び期間は、次のとおりです。

○受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

○受付期間：第1次試験の不合格者は、第1次試験の合格者発表の日から1か月間

第2次試験の不合格者は、第2次試験の合格者発表の日から1か月間



※ 記入事項に未記入や誤りがある場合又は請求ラベルや所定の金額の切手が貼られていない場合は、試験成績をお知らせできないことがありますので、ご注意ください。

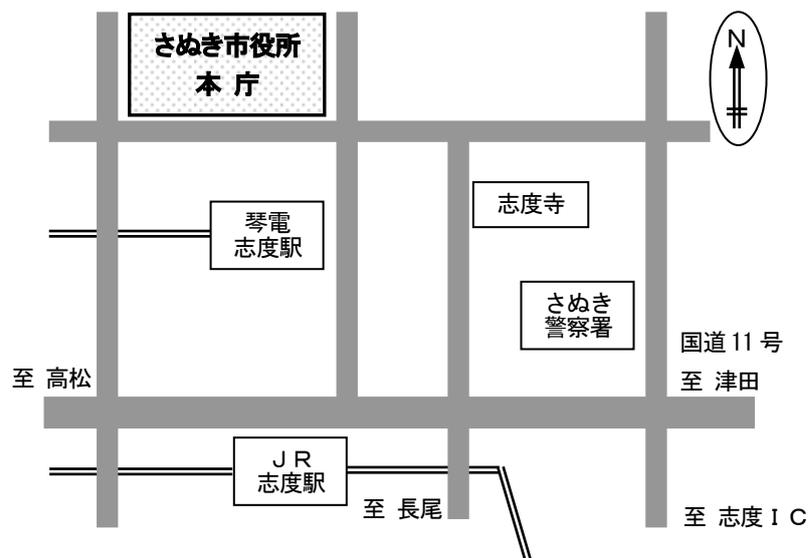
長3サイズ（120mm×235mm）

## 9 第1次試験日当日の注意事項

- (1) 持ち物
  - ・受験票（紛失した場合は、受付でその旨を申し出てください。）
  - ・HBの鉛筆（第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータで行います。）
  - ・よく消える消しゴム
  - ・腕時計等（試験会場内には、時計はありません。携帯電話等を時計として使用することはできません。）
- (2) 試験会場内では、必ず携帯電話等の電源を切ってください。マナーモードも不可とします。
- (3) **受付時間に遅刻した場合は、受験できません。**
- (4) 受験のために要する交通費等の経費は、すべて自己負担となります。
- (5) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望がある場合は、あらかじめ総務部秘書広報課（087-894-6372）に申し出てください。
- (6) 台風等のために、やむを得ず日程を変更しなければならなくなった場合には、さぬき市のホームページでお知らせする予定です。
- (7) 試験場所案内

JR 志度駅から約500m

### 【試験場所】



## 10 問合せ先

さぬき市役所（3階）

総務部秘書広報課 電話：087-894-6372（直通）

〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8